



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年7月6日

担当	厚生労働省 北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課
----	---------------------------------

北海道労働局における 『平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況』

～総合労働相談件数は3万3千件超、内容は「いじめ・嫌がらせ」が7年連続最多～

北海道労働局（局長 ^{ふくし} 福士 ^{わたる} 亘）は、「平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 平成29年度の総合労働相談件数は33,928件であり、前年度に比べて1,395件減少したものの、**3万3千件を超え、高止まり**。
- 民事上の個別労働紛争相談件数も、前年度に比べて445件減少したものの、内容は**「いじめ・嫌がらせ」が4分の1を占め、7年連続最多**。
- 相談件数・「助言・指導」申出・あっせん申請件数は減少した。

・総合労働相談件数（※1）	33,928件（前年度比3.9%減）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数（※2）	7,694件（同5.5%減）
・助言・指導（※3）申出受付件数	260件（同6.8%減）
・あっせん（※4）申請受理件数	256件（同2.3%減）

※1 「総合労働相談」：北海道労働局、道内労働基準監督署（支署）内18か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等部」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

※2 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

※3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※4 「あっせん」：北海道労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

【北海道労働局の取組】

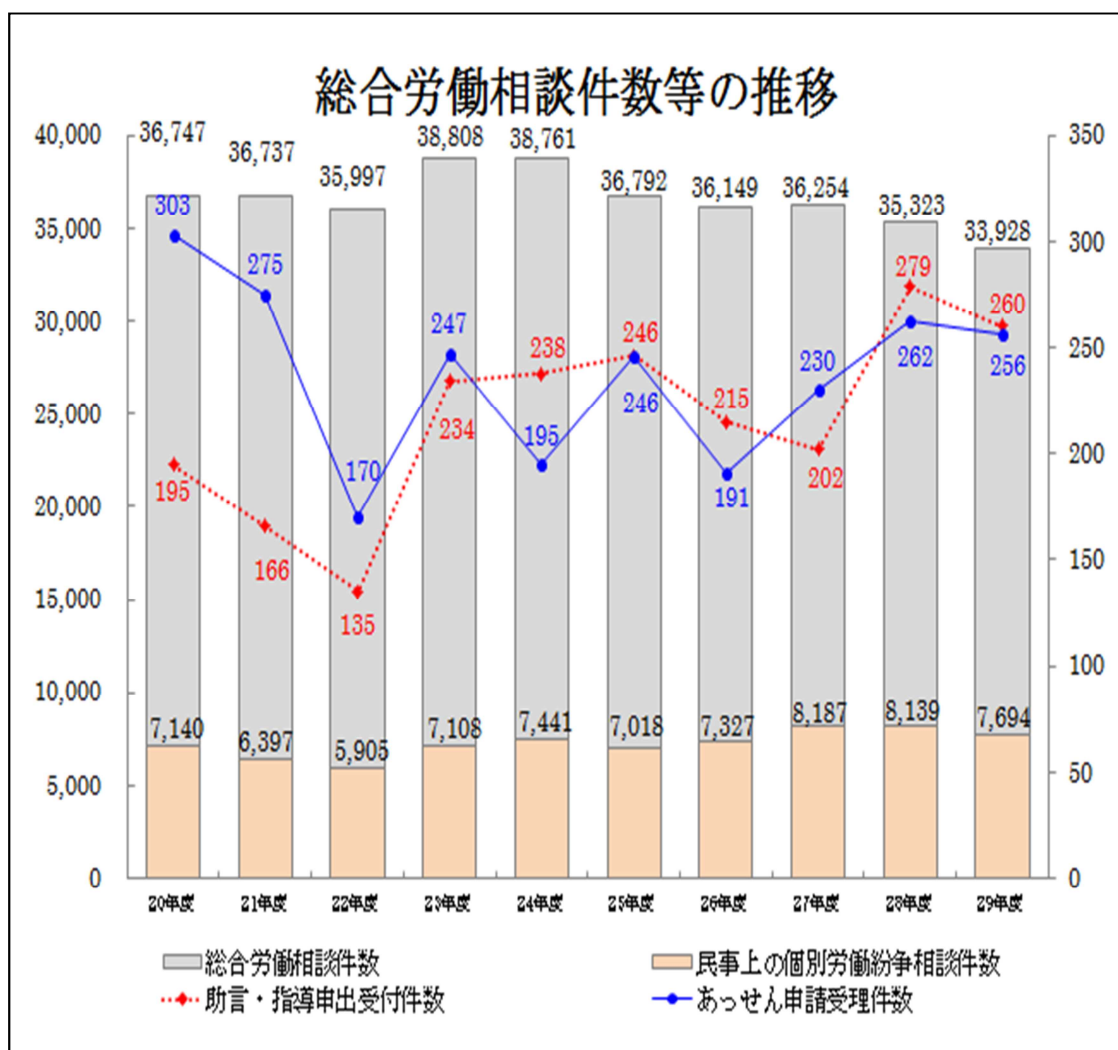
総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、紛争の迅速な解決に取り組めます。

1 総合労働相談件数の推移と内容

(1) 総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた総合労働相談件数は、平成 29 年度は 33,928 件であり、前年度に比べて 1,395 件減少したものの、年間 3 万 3 千件超と高止まりしている。

このうち、『いじめ・嫌がらせ』、『自己都合退職』、『解雇』等の、民事上の個別労働紛争に係る相談は 7,694 件(相談全体の 22.7%)で、前年度(8,139 件、同 23.0%) に比べ、件数・相談全体に占める割合ともに減少した。

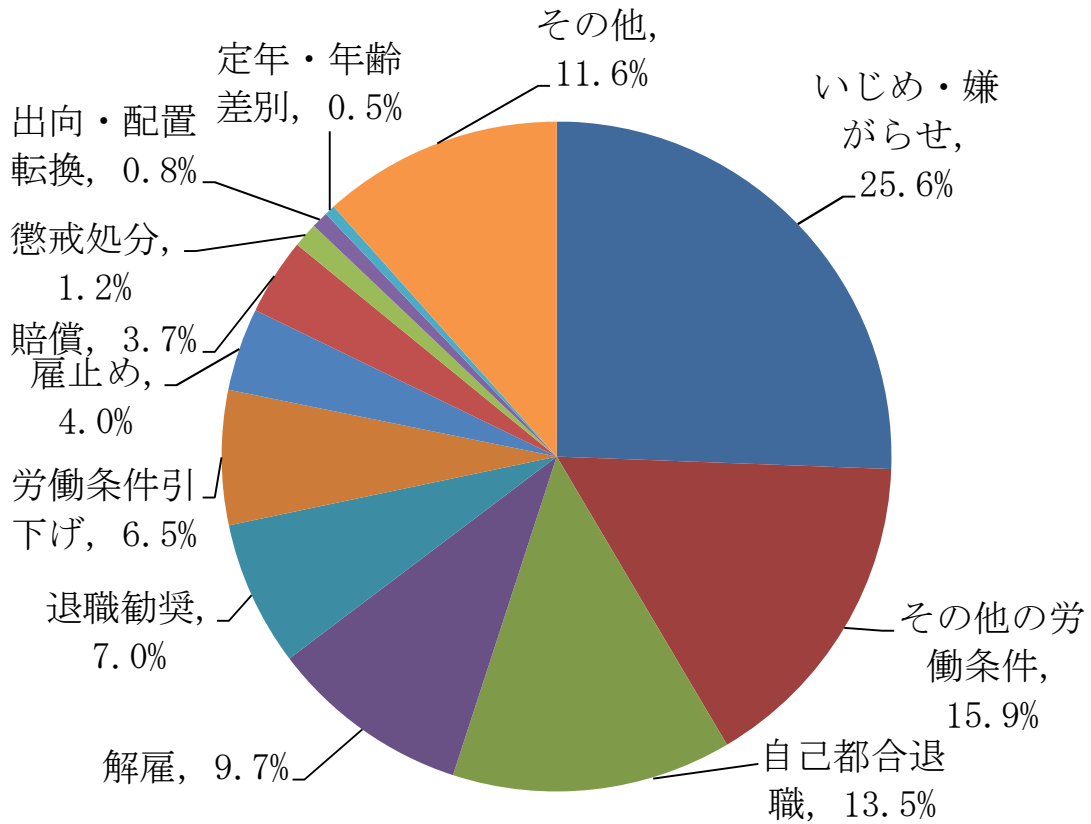
(※ 棒グラフ全体は総合労働相談件数を示し、民事上の個別労働紛争相談件数はその内数)



(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談の内容は『いじめ・嫌がらせ』に関するものが 25.6%と最も多く、全体の約 4 分の 1 を占めている。

次いで『その他の労働条件』が 15.9%、『自己都合退職』が 13.5%、『解雇』が 9.7%、『退職勧奨』が 7.0%と続いている。

平成29年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳



[過去5年間における相談件数]

	民事上の個別労働紛争に係る相談			
	計	いじめ・嫌がらせ	自己都合退職	解雇
平成29年度	9,044	2,315 (25.6%)	1,222 (13.5%)	878 (9.7%)
平成28年度	9,410	2,381 (25.3%)	1,308 (13.9%)	1,123 (11.9%)
平成27年度	10,324	2,819 (27.3%)	1,270 (12.3%)	1,224 (11.9%)
平成26年度	8,766	2,265 (25.8%)	954 (10.9%)	1,124 (12.8%)
平成25年度	8,250	1,992 (24.1%)	1,008 (12.2%)	1,133 (13.7%)

※ 相談が複数の内容に及ぶことがあるため、上記の相談件数は前出の「総合労働相談件数等の推移」上の件数とは異なる。

2 北海道労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

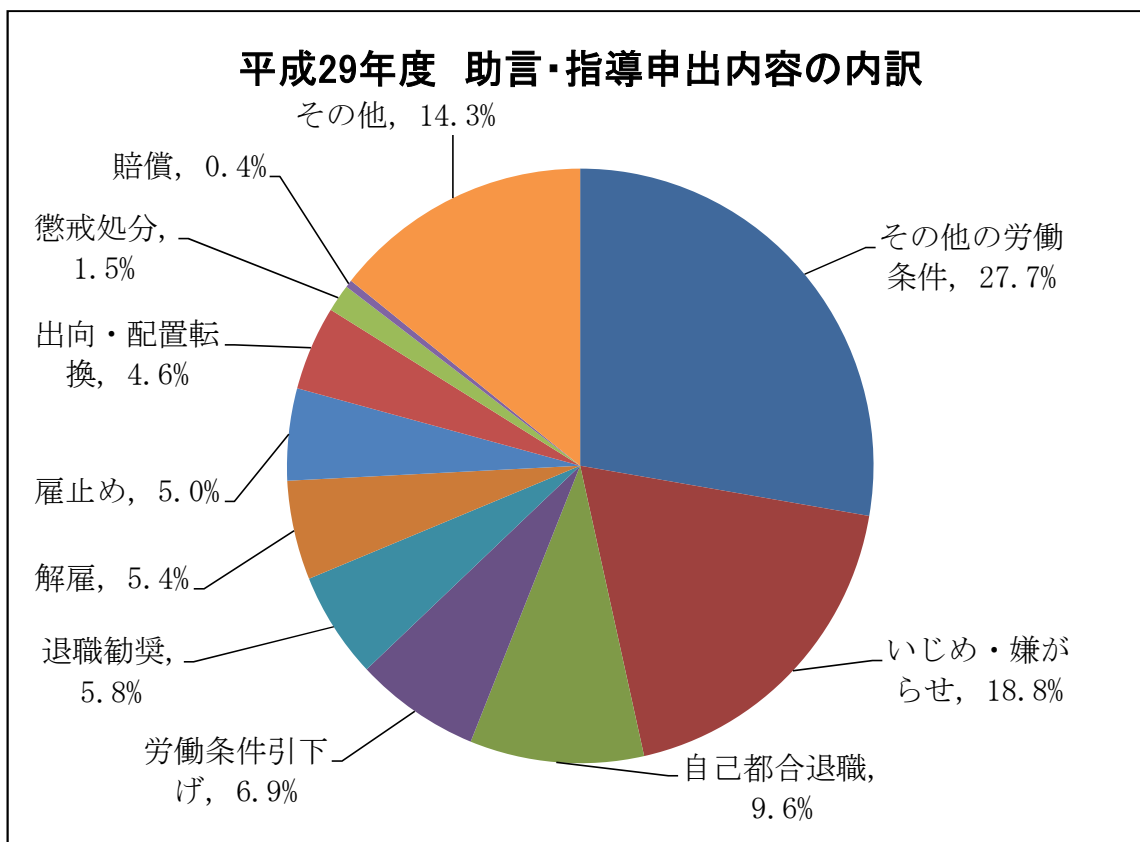
平成29年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は260件、あっせん申請受理件数は256件であった。

(1) 北海道労働局長による助言・指導

① 申出件数と内容

助言・指導の申出件数は260件であり、前年度に比べて19件の減少（前年度比6.8%減）となった。

助言・指導の申出内容は『その他の労働条件』27.7%、『いじめ・嫌がらせ』18.8%、『自己都合退職』9.6%、『労働条件引下げ』6.9%、『退職勧奨』5.8%などであった。



② 申出人の状況

申出人は全て労働者で、事業主からの申出は無かった。

労働者の就労状況は正社員が43.1%と最も多く、次いで期間契約社員27.3%、パート・アルバイト15.0%、派遣労働者6.2%であった。

事業場の規模は、10人以上50人未満が22.3%、10人未満が12.3%であった。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む。）が全体の91.5%であった。

③ 処理状況

助言・指導の申出があった事案で、平成29年度内に処理を終了したものは259件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、助言を実施したものが256件（98.8%）であった。

うち、1か月以内に処理したのは248件（95.8%）であった。

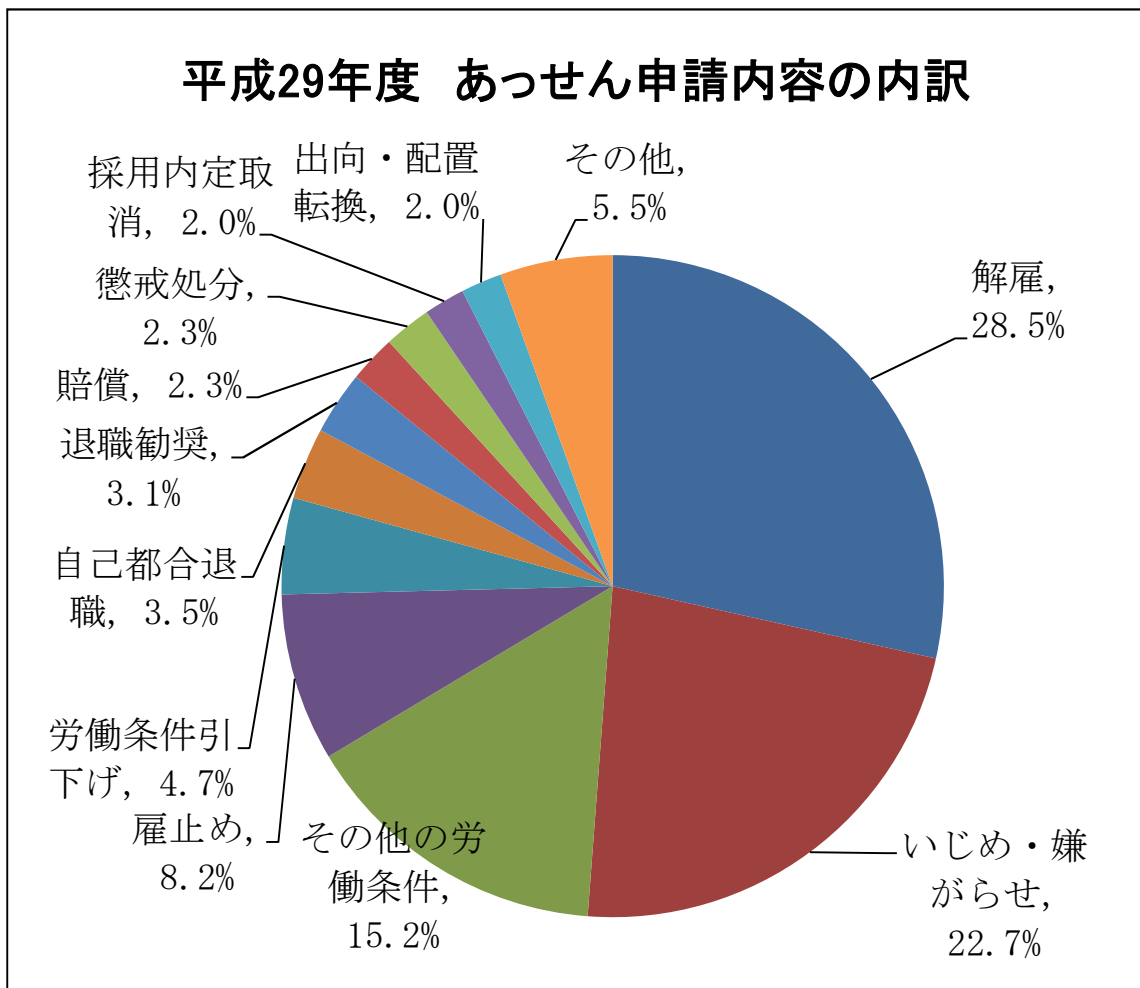
(2) 紛争調整委員会によるあっせん

① 申請件数

あっせん申請件数は256件であり、前年度に比べて6件の減少（前年度比2.3%減）となった。

② 申請内容

あっせん申請の主な内容は『解雇』に関するものが28.5%と最も多く、『いじめ・嫌がらせ』が22.7%、『その他の労働条件』が15.2%、『雇止め』が8.2%であった。



③ 申請者の状況

申請者は労働者が 252 人、事業主 4 件であった。

労働者の就労状況は正社員が 56.7%と最も多く、次いで期間契約社員が 21.0%、パート・アルバイトが 15.5%、派遣労働者 2.4%であった。

事業場の規模は、10 人以上 50 人未満が 31.6%、10 人未満が 18.8%であった。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む。）が全体の 95.3%であった。

④ 合意等の状況

あっせん申請があった事案で、平成 29 年度内に手続を終了したものは 264 件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、このうち合意が成立したものは 116 件（43.9%）、紛争当事者の一方が手続に参加しない等の理由によりあっせんを打ち切ったものは 148 件（56.1%）であった。

被申請者が参加した場合の合意率は 73.3%であった。

また、処理に要した期間は 1 か月以内が 41.7%、2 か月以内が 92.0%であった。

[過去 5 年間におけるあっせんの処理状況]

	あっせんの処理状況			
	処理件数	合意成立件数	合意率 (注1)	参加した場合の 合意率 (注2)
平成29年度	264	116	43.9%	73.3%
平成28年度	274	133	48.5%	78.7%
平成27年度	207	84	40.6%	70.0%
平成26年度	200	77	38.5%	73.0%
平成25年度	243	82	33.7%	59.1%

(注1) 処理件数総数に対する合意成立件数の割合を示す。

(注2) あっせんへの参加は制度上任意となっており、被申請者が参加した場合の合意率を示す。